

岩手県告示第655号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年9月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
くまかみ歯科クリニック	大船渡市赤崎町字諏訪前37番地2	平成26年8月1日
みどり薬局不断町店	奥州市水沢区字多賀47番地	〃
アイセイ薬局滝沢店	滝沢市穴口323番地3	平成26年9月1日
みずほ薬局オガール店	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地12 オガールベース イースト棟1階	〃
おおつちじょうない歯科医院	上閉伊郡大槌町大ケロ二丁目100番10号	平成26年9月6日